

萩市地域クラブ活動離島生徒交通費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、萩市見島、萩市大島、萩市相島（以下「萩諸島」という。）に所在する公立中学校に在学する生徒が、休日に萩市教育委員会が認定した地域クラブ活動（以下「認定地域クラブ」という。）に参加する際の船賃負担の軽減を図り、参加しやすい環境を整備するため、予算の範囲内において、当該生徒の保護者等に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び学校教育法施行規則に定める長期休業日（夏季休業日、冬季休業日及び学年末・学年始休業日）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 萩市立大島中学校、萩市立相島中学校又は萩市立見島中学校に在学する生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）であって、認定地域クラブに加入する当該生徒と生計を一にする者
- (2) 当該生徒が、認定地域クラブ活動に加入し、休日に参加していること
- (3) 市税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、生徒が休日の地域クラブ活動に参加するため、萩諸島と本土との間の移動に要する定期船の運賃とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により同一の船賃について、補助その他これに類する給付を受けている場合は、当該給付の対象となった経費については補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全額とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、萩市地域クラブ活動離島生徒交通費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、萩市地域クラブ活動出席証明書（別記第2号様式）及び船賃の支払いを証する領収書その他これに類する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の申請は、前期分（4月から9月まで）及び後期分（10月から翌年3月まで）について、それぞれ1回行うものとし、当該期間における最終活動日から起算して10日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、申請時期を別に定めることができる。

（審査及び決定）

第7条 市長は、第6条の申請書を受理した場合には、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を萩市地域クラブ活動離島生徒交通費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）又は萩市地域クラブ活動離島生徒交通費補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の額及び確定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助対象経費について重複して他の補助等を受けたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定及び確定を取り消した場合において、当該取消しに係る金額に関し、すでに補助金が交付されているときは、当該申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。